

約款・規定 新旧対照表（平成 21 年 10 月 1 日改定）

（下線部は変更箇所）

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>証券取引約款</b> 第 1 章 総則</p> <p>第 2 条（定義）</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>振替有価証券の取引</p> <p>「振替有価証券の取引」とは、第 6 章の規定に従い、当社とお客様との間で行う社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取扱う国債（以下「振決国債」といいます。）一般債（短期社債を含みます。以下同じ。）投資信託受益権（振替上場投資信託受益権を含みます。以下同じ。）および振替株式等（以下総称して「振替有価証券」といいます。）の取引のことをいいます。振替有価証券の範囲については、振替機関（日本銀行または株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。））の定めによるものとします。また、お客様の振替有価証券の取引は「振替決済口座」で処理し、「振替口座簿」に記載または記録します。なお、振替決済口座は、第 6 章に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令ならびに振替機関の業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。</p> <p>株式ミニ投資</p> <p>「株式ミニ投資」とは、第 7 章の規定に従い、当社とお客様との間で行う金融商品取引所の定める 1 売買単位に満たない株式の株式等振替制度を利用する定型的な方法による売買取引のことをいいます。</p>	<p style="text-align: center;"><b>証券取引約款</b> 第 1 章 総則</p> <p>第 2 条（定義）</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>振替有価証券の取引</p> <p>「振替有価証券の取引」とは、第 6 章の規定に従い、当社とお客様との間で行う社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。<u>平成 21 年 6 月 8 日までの範囲内において政令で定める日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「振替法」が施行されます。当約款において「振替法」の施行日以前は「振替法」を「社債等の振替に関する法律」に読み替えるものとします。</u>）に基づく振替制度において取扱う国債（以下「振決国債」といいます。）一般債（短期社債を含みます。以下同じ。）投資信託受益権（振替上場投資信託受益権を含みます。以下同じ。）および振替株式等（以下総称して「振替有価証券」といいます。）の取引のことをいいます。振替有価証券の範囲については、振替機関（日本銀行または株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。））の定めによるものとします。また、お客様の振替有価証券の取引は「振替決済口座」で処理し、「振替口座簿」に記載または記録します。なお、振替決済口座は、第 6 章に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令ならびに振替機関の業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。</p> <p>株式ミニ投資</p> <p>「株式ミニ投資」とは、第 7 章の規定に従い、当社とお客様との間で行う金融商品取引所の定める 1 売買単位に満たない株式の株式等振替制度（<u>株式等振替制度の開始以前は証券保管振替制度（以下「保振制度」といいます。）</u>）を利用する定型的な方法による売買取引のことをいいます。</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 申込方法等</p> <p>第 5 条（総合取引）</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) ~ (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">— (削 除)—</p> <p>(3)お客様には、総合取引開始時に印鑑を届け出いただきます。</p> <p>(4)お客様には、総合取引の申込みと同時に保護預り口座および振替決済口座を開設していただきます。その場合、第 2 条(1) から に掲げる各取引がいつでもご利用いただけます。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 申込方法等</p> <p>第 5 条（総合取引）</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) ~ (省 略)</p> <p style="text-align: center;">— <u>株式等の有価証券の保振制度による実質株主報告等の同意</u> —</p> <p>(3)お客様には、総合取引開始時に印鑑を届け出いただきます。<u>ただし、すでにその届出がされている場合は、その印影が届出印鑑となりますので、あらためて届け出いただく必要はありません。</u></p> <p>(4)お客様には、総合取引の申込みと同時に保護預り口座および振替決済口座を開設していただきます。その場合、第 2 条(1) から に掲げる各取引がいつでもご利用いただけます。 <u>(注)上記(2) の実質株主の同意をされない場合、株式等振替制度の開始時までは第 2 条(1) 株式ミニ投資はご利用できません。</u></p>
<p>第 6 条（有価証券の保護預りおよび振替有価証券の取引ならびに口座管理料）</p> <p>(1)~(4) (現行どおり)</p> <p>(5)当社は、お客様に保護預り口座または振替決済口座（以下、</p>	<p>第 6 条（有価証券の保護預りおよび振替有価証券の取引）</p> <p>(1)~(4) (省 略)</p> <p>(新 設)</p>

<p>本条において「口座」といいます。)を設定していただいたときは、<u>当社の定める所定の口座管理料をいただきます。なお、口座管理料の計算期間は、口座を設定していただいた日の属する月の翌月から起算します。ただし、口座に記載または記録がされている有価証券が国債、一般債、投資信託受益権、および新株予約権付社債のみであるときは、口座管理料の対象外となります。また、当社が定める場合、口座管理料を免除する場合があります。</u></p> <p><u>(6)当社は、上記(5)の口座管理料のお支払いにつき、お客様の口座に売却代金などの預り金があるとき、または、日興 MRF の残高があるときは、それから充当することがあります。</u></p> <p><u>(7)上記(5)の規定によりいただいた口座管理料についてはお返ししません。</u></p>	
<p>第 7 条 (株式ミニ投資)</p> <p>(1)保護預り口座を開設されているお客様は、いつでも株式ミニ投資をご利用いただけます。</p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p>第 7 条 (株式ミニ投資)</p> <p>(1)保護預り口座を開設されているお客様は、いつでも株式ミニ投資をご利用いただけます。<u>ただし、株式等振替制度の開始時までには、保振制度のご同意をいただいているお客様に限りです。</u></p> <p>(2) (省 略)</p>
<p>第 5 章 有価証券の保護預り</p> <p>第 31 条 (当社で保管する株券が破綻会社株券となった場合)</p> <p>お客様のお申出により当社で保管する株券について、<u>発行者が株式の全部を零にする資本の減少を行った場合、当該発行者が破産手続開始の決定を受けた場合、または当該発行者が清算結了の登記を行った場合は、</u>当社は、第 25 条(6) の規定によりあらかじめ返還の期限日をお客様にお知らせし、当該期限日までにお客様から返還のご請求がないときには、当該株券を廃棄することがあります。</p>	<p>第 5 章 有価証券の保護預り</p> <p>第 31 条 (当社で保管する株券が破綻会社株券となった場合)</p> <p>お客様のお申出により当社で保管する株券について、<u>発行者が債務超過の場合において株式の全部を取得し、もしくは株式の全部を零にする資本の減少を行ったとき、当該発行者が破産手続開始の決定を受けたとき、または当該発行者が清算結了の登記を行った場合は、</u>当社は、第 25 条(6) の規定によりあらかじめ返還の期限日をお客様にお知らせし、当該期限日までにお客様から返還のご請求がないときには、当該株券を廃棄することがあります。</p>
<p>第 46 条 削 除</p>	<p>第 46 条 (保護預り管理料)</p> <p><u>(1)当社は、保護預り口座を設定したときは、当社の定める所定の口座管理料をいただきます。なお、口座管理料の計算期間は、保護預り口座を設定した日の属する月の翌月から起算します。ただし、当社が定める場合、口座管理料を免除する場合があります。</u></p> <p><u>(2)当社は、上記(1)の口座管理料のお支払いにつき、お客様の口座に売却代金などの預り金があるとき、または、日興 MRF の残高があるときは、それから充当することがあります。また、口座管理料のお支払いがないときは、保護預り証券の返還のご請求には応じないことがあります。</u></p> <p><u>(3)上記(1)の規定によりいただいた口座管理料についてはお返ししません。</u></p>
<p>第 6 章 振替有価証券の取引</p> <p>第 84 条 削 除</p>	<p>第 6 章 振替有価証券の取引</p> <p>第 84 条 (口座管理料)</p> <p>当社は、振替決済口座を設定したときは、<u>当社の定める所定の口座管理料をいただきます。また、口座管理料の計算方法、計算期間およびお支払い方法等の取扱いは、第 46 条 (保護預り管理料) に準じた取扱いとします。</u></p>
<p>第 7 章 株式ミニ投資</p> <p>第 86 条 (売買の方法)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>当該選定銘柄の発行者が定款に定める単元株式数の変更、株式分割、株式併合を行う場合などは、当社は一定の期間、売付注文または買付注文の受け付けは行わないものとします。</p> <p>~ (現行どおり)</p>	<p>第 7 章 株式ミニ投資</p> <p>第 86 条 (売買の方法)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>当該選定銘柄の発行者が定款に定める単元株式数の変更を行う場合などは、当社は一定の期間、売付注文または買付注文の受け付けは行わないものとします。</p>

	~ (省 略)
第 90 条 (配当金・増資・株式分割などの権利処理) ~ へ. (現行どおり) ト. (削 除) (現行どおり)	第 90 条 (配当金・増資・株式分割などの権利処理) ~ へ. (省 略) ト. 株券の交付 (省 略)
第 8 章 株式累積投資 第 94 条 (金銭の払込み) (1)~(4) (現行どおり) <u>(5)上記(1)および(2)にかかわらず、お客様のうち当社の定める金融商品取引業者(以下「指定金融商品取引業者」といいます。)</u> は、 <u>1 円以上の金銭を払込むことができるものとします。</u>	第 8 章 株式累積投資 第 94 条 (金銭の払込み) (1)~(4) (省 略) <u>(新 設)</u>
第 97 条 (買付けの方法) (1)~(3) (現行どおり) (4)当社は、買付けに際し、当社の定める所定の手数料に消費税等を加えた額の金銭をお客様の当該買付けに係る払込金の中から申し受けます。	第 97 条 (買付けの方法) (1)~(3) (省 略) (4)当社は、買付けに際し、当社の定める所定の手数料に消費税を加えた額の金銭をお客様の当該買付けに係る払込金の中から申し受けます。
第 100 条 (売却) (1)当社がお客様より売却の申込みを受けたときには、当社がその相手方となってお客様の持分を買取るものとします。 <u>ただし、当社は、お客様の持分が当社の親会社株式に係る持分であるときには、お客様の持分についての売却注文を指定金融商品取引業者に取次ぐものとします。この場合、指定金融商品取引業者が、お客様の持分を買取るものとし、当社は、お客様の売却に際し、委託手数料等をお客様の持分の売却代金の中から申し受けます。</u> (2) (現行どおり) (3)上記(1)における当社の買取価額は、原則として、売却申込日の翌営業日における始値に買取株数を乗じた金額から買取手数料に消費税等を加えた金額を控除した価額とします。 (4)~(5) (現行どおり) (6)当社がお客様から売却の申込みを受け、 <u>当社又は指定金融商品取引業者が当該持分を買取ったときには、当社は買取価額(指定金融商品取引業者が当該持分を買取ったときには、買取価格から委託手数料等を差引いた額)</u> を、買取日から起算して 4 営業日目(ただし、当該買取日が当該指定銘柄について配当落ち等の期日であるときは 5 営業日目)にお客様にお支払いします。	第 100 条 (売却) (1)当社がお客様より売却の申込みを受けたときには、当社がその相手方となってお客様の持分を買取るものとします。 (2) (省 略) (3)上記(1)における当社の買取価額は、原則として、売却申込日の翌営業日における始値に買取株数を乗じた金額から買取手数料に消費税を加えた金額を控除した価額とします。 (4)~(5) (省 略) (6)当社がお客様から売却の申込みを受け、当社が持分を買取ったときには、当社は買取価額を、買取日から起算して 4 営業日目(ただし、当該買取日が当該指定銘柄について配当落ち等の期日であるときは 5 営業日目)にお客様にお支払いします。
第 104 条 (選定銘柄の除外) (1) (現行どおり) (2)上記(1)の規定により選定銘柄が除外された時以降も <u>当該銘柄の残高(持分)が存在する場合には、原則として、本章の規定に準じて遅滞なく当社が買取り、お客様の当該選定銘柄に係る残高(持分)を換金のうえお客様にお支払いいたします。なお、当該銘柄が上場廃止となり、上場廃止日以降においても本章の規定に基づき買付けを行った当該銘柄の残高(持分)が存在する場合には、原則として、指定金融商品取引所で取引された最終日の寄値(気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)をもって処分するまたは当社が買取ることにより、遅滞なくお客様の当該銘柄にかかる残高(持分)を換金のうえお客様にお支払いいたします。また、お客様の株式累積投資口座に当該選定銘柄の買付けに係る払込金等があるときは、あわせてお客様にお返しします。</u>	第 104 条 (選定銘柄の除外) (1) (省 略) (2)上記(1)の規定により選定銘柄が除外された場合には、 <u>第 100 条の規定に準じて遅滞なくお客様の当該選定銘柄に係る持分を換金のうえお客様にお返しします。また、お客様の株式累積投資口座に当該選定銘柄の買付けに係る払込金等があるときは、あわせてお客様にお返しします。</u>
第 18 章 雑則 第 176 条 (お客様が決済を履行されない場合) (1) (現行どおり)	第 18 章 雑則 第 176 条 (お客様が決済を履行されない場合) (1) (省 略)

<p>(2)当社が上記(1)またはお客様とのその他の取引において、お客様の債務不履行等を起因とした損害をこうむった場合には、当社はお客様のために占有する金銭および有価証券等をもってその損害に充当し、なお不足があるときは、その不足額の支払いをお客様に対し請求することができるものとします。</p> <p>(3)上記(2)にいう当社がお客様のために占有する金銭が円貨以外の場合で、当社が円貨による充当が必要と判断したときには、当該損害の充当を行う日の当社が定めるレートにより円貨に換えて充当を行うものとします。</p> <p>(4)上記(3)の規定は、当社がお客様のために占有する金銭と、当社が充当を要する損害の金銭が異なる通貨の場合にも準用します。</p>	<p>(2)当社が上記(1)により損害をこうむった場合には、当社はお客様のために占有する金銭および有価証券等をもってその損害に充当し、なお不足があるときは、その不足額の支払いをお客様に対し請求することができるものとします。</p> <p>(新設)</p>
<p>第178条(取扱いの解約)</p> <p>(1)～(現行どおり)</p> <p>お客様が、有価証券等(日興MRFを除きます。)の取引を伴わない入出金を継続的に行い、当社がお客様との取引の継続が望ましくないと判断し解約を申し出た場合。</p> <p>—(現行どおり)</p> <p>(2)～(6)(現行どおり)</p>	<p>第178条(取扱いの解約)</p> <p>(1)～(省略)</p> <p>(新設)</p> <p>—(省略)</p> <p>(2)～(6)(省略)</p>
<p><b>附則</b></p> <p><b>第1条</b></p> <p>約定日が配当落ちまたは権利落ちの期日に該当する場合に「4営業日目」を「5営業日目」とする取扱いを定めた第88条、第98条(7)但書、および第100条(6)かつこ書については、平成21年11月16日より削除します。</p>	<p><b>附則</b></p> <p>(新設)</p>
<p style="text-align: center;"><b>外国証券取引口座約款</b></p> <p>(金銭の授受)</p> <p>第22条 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社と申込者との間における金銭の授受は、円貨又は外貨(当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。以下同じ。)によります。ただし、利子・収益分配金および償還金(以下、「利子等」といいます。)の申込者による受領は、<u>当社の定める日までに、申込者から変更の申し出のない限り、申込者があらかじめ指定した円貨又は外貨によります。また、申込者が当社の定める日までに、利子等の外貨による受領を指定しない場合は円貨によります。</u>この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。</p>	<p style="text-align: center;"><b>外国証券取引口座約款</b></p> <p>(金銭の授受)</p> <p>第22条 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社と申込者との間における金銭の授受は、円貨又は外貨(当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。)によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。</p>
<p style="text-align: center;"><b>外国為替取引約款</b></p> <p>第2条(定義)</p> <p>(2)先物外国為替取引</p> <p><u>短期外国為替取引に該当しない約定日から受渡日までの期間が1ヶ月未満となる通貨の売買のうち、担保の差入れを要しない取引をいいます。</u></p> <p>(4)個別取引</p> <p><u>本約款に基づき行われるそれぞれの取引をいいます。</u></p> <p>(5)個別取引明細書</p> <p><u>個別取引の合意内容を確認するための書面で、「外国為替取引報告書」(書面の名称は変更されることがあります。)その他類似の書面を指します。</u></p> <p>(6)主要外為市場</p> <p><u>各通貨毎に定められた外国為替市場のことをいいます。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>外国為替取引約款</b></p> <p>第2条(定義)</p> <p>(2)先物外国為替取引</p> <p><u>「通貨の売買」のうち、「短期外国為替取引」以外の取引で、約定日から受渡日までの期間が1ヵ月未満となる取引を言います。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4)主要外為市場</p> <p><u>各通貨の母国市場と見なされる外国為替市場のことを言います。</u></p>

<p>(7)東京営業日 東京において銀行が営業を行い、かつ外国為替市場が開かれている日をいいます。</p> <p>(8)通貨営業日 各個別取引において取引の対象となっている通貨の主要外為市場において、銀行が営業を行いかつ外国為替市場が開かれている日をいいます。ただし、ユーロについては、TARGET 2が通常の業務を行っている日をいいます。</p> <p>(9)営業日 東京営業日でかつ通貨営業日である日をいいます。</p> <p>(10) (項番の変更のみ)</p> <p>(11)買い通貨(金額) お客様が購入する通貨(金額)をいい、各個別取引明細書において定めます。</p> <p>(12)売り通貨(金額) お客様が売却する通貨(金額)をいい、各個別取引明細書において定めます。</p> <p>(13) (項番の変更のみ)</p> <p>(14)市中金利 市場における各通貨の資金取引に付される金利をいいます。なお、遅延損害金を算出する際は、市場慣行に基づいて日割り計算します。</p>	<p>(5)東京営業日 東京において銀行が営業を行い、かつ外国為替市場が開かれている日を言います。</p> <p>(6)通貨営業日 各個別取引において取引の対象となっている通貨の主要外為市場において、銀行が営業を行いかつ外国為替市場が開かれている日を言います。ただし、ユーロについては、TARGET が通常の業務を行っている日を言います。</p> <p>(7)営業日 「東京営業日」でかつ「通貨営業日」である日を言います。</p> <p>(8) (省 略)</p> <p>(9)買い通貨(金額) お客様が購入する通貨(金額)をいい、各個別取引契約書において定めます。</p> <p>(10)売り通貨(金額) お客様が売却する通貨(金額)をいい、各個別取引契約書において定めます。</p> <p>(11) (省 略)</p> <p>(新 設)</p>
<p>第 3 条 (個別取引の約定・取引報告と確認) 個別取引の約定は、お客様および当社双方の口頭による合意によって成立します。</p> <p>2 当社は、個別取引の約定後、合意した契約内容を確認するための個別取引契約書として、速やかに当該個別取引に係る個別取引明細書をお客様に交付します。</p> <p>3 お客様は、交付を受けた個別取引明細書の内容を確認し、合意した契約内容と相違がある場合には直ちに当社に連絡を行います。</p>	<p>第 3 条 (個別取引の約定・取引報告と確認) 本約款に係るそれぞれの取引(以下「個別取引」と言います。)の約定は、お客様および当社双方の口頭による合意によって成立します。</p> <p>2 当社は、個別取引の約定後、合意した契約内容を確認するための個別取引契約書として、速やかに当該個別取引に係る「外国為替取引に関する報告書」または「個別取引確認書/明細書」その他類似の書面(以下「報告書等」と言います。)をお客様に交付します。</p> <p>3 お客様は、交付を受けた当該報告書等の内容を確認し、合意した契約内容と相違がある場合には直ちに当社に連絡を行います。</p>
<p>第 5 条 (債務不履行時の処理) (1)~(2) (現行どおり) (現行(3)削除につき、以下繰上げ)</p> <p>(3)~(6) (現行どおり)</p>	<p>第 5 条 (債務不履行時の処理) (1)~(2) (省 略)</p> <p>(3)租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。</p> <p>(4)~(7) (省 略)</p>
<p>2 お客様に、次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当社は、お客様に対し、当該事由発生の旨を記載した書面による通知を行います。お客様が当該通知を受領された日の翌東京営業日までにその事由が治癒されないときには、当社は、お客様と当社との間の一部または全ての個別取引を解除することができます。当該解除の事実を告知する通知の効力は、当該通知の発送の日に発生します。</p> <p>(1)本取引に基づき当社に支払うべき金額の支払を履行しなかったとき。</p> <p>(2)本取引に基づく前号以外の債務を期限内に履行しなかったとき。</p> <p>(3)お客様と当社との間で本約款以外の契約に基づき先物外国為替取引を行っている場合において、当該先物外国為替取引に関する一切の債務を履行しなかったとき。</p>	<p>2 お客様に、次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当社は、お客様に対し、当該発生事由を記載した書面による通知を行います。当該通知が受領されてから3東京営業日以内にその事由が治癒されないときには、当社は、お客様と当社との間の一部または全ての個別取引を解除することができます。当該解除の事実を告知する通知の効力は、当該通知の発送の日に発生します。</p> <p>(1)本取引に基づき当社に支払うべき金額の支払を履行しなかったとき。</p> <p>(2)本取引に基づく前号以外の債務を期限内に履行しなかったとき。</p> <p>(新 設)</p>

<p>(4)~(5) (現行どおり。項番の変更のみ)</p> <p>(6)お客様が個人である場合には、お客様について相続の開始事由があったとき。ただし、相続人全員が契約の継続を求めたときは、この限りではありません。</p>	<p>(3)~(4) (省略)</p> <p>(5)お客様が個人である場合には、お客様について相続の開始事由があったとき。</p>
<p>第6条(解除による清算)</p> <p>前条に基づきお客様と当社との間の一部または全ての個別取引が解除される場合(以下、前条各項に規定する事由の発生当事者を「事由発生当事者」、その相手方を「相手方」、個別取引が解除される日を「解除日」といいます。)には、解除された個別取引全てについて次項以下の規定に従った処理または計算を行います。当該処理または計算は、当社が誠実かつ商業的に合理的な方法で行うこととします。</p>	<p>第6条(解除による清算)</p> <p>前条に基づきお客様と当社との間の一部または全ての個別取引が解除された場合(以下、解除された日を「解除日」といいます。)には、解除された個別取引全てについて次項以下の規定に従った処理または計算を行います。当該処理または計算は、当社が誠実に行うこととします。</p>
<p>2 解除される個別取引の約定為替レートを基に、買い通貨および売り通貨の金利、並びに解除日から各個別取引の受渡日までの残存期間を勘案し、各個別取引の受渡日を解除日として為替レートを再計算します。次に、当該再計算した為替レートをを用い、各個別取引の買い通貨金額または売り通貨金額の一方の金額を固定した場合の他方の金額を再計算します。以上の再計算に基づき修正された各個別取引を、解除日において当社が定める為替レートにより反対売買し、結果として発生した差額を損益として、次項以下の規定に沿って清算します。ただし、差額が円貨以外の場合には当社が定める為替レートで円貨換算します。</p>	<p>2 短期外国為替取引の個別取引が解除された場合、当該個別取引各々について解除日を受渡日として反対売買を行います。この際、お客様の受取が発生すれば当該受取金額がお客様の当社に対する債権となり、お客様の支払が発生すれば当該支払金額がお客様の当社に対する債務となります。</p>
<p>3 前項の規定により算出された各個別取引の損益を合計し、お客様の受取(益金)となった場合には、当該合計金額がお客様の当社に対する債権となり、お客様の支払(損金)となった場合には、当該合計金額がお客様の当社に対する債務となります。</p>	<p>3 先物外国為替取引にかかる個別取引が解除された場合、当該個別取引各々について解除日における当該個別取引を再構築するために要する費用その他の損害(当該個別取引について行われたヘッジ取引にかかるものを含み、以下「再構築コスト」といいます。)の合計金額を計算します。当該金額が、正の数値となった場合、当該金額がお客様の当社に対する債権となり、負の数値となった場合、当該金額がお客様の当社に対する債務となります。</p>
<p>4 前項に従い計算された債権債務について、お客様または当社(いずれか、債務者となった者)はその債務を解除日に相手方に支払うこととします。</p>	<p>4 前二項に従い計算されたお客様の債権債務を合計した金額を、お客様または当社(いずれか、債務者となった者)は次項に定める期日に従い相手方に支払うこととします。なお、日本円によらない金額については、解除日におけるスポットレートで日本円に換算します。</p>
<p>5 前項の支払いが解除日に実行されなかった場合には、債務者となった者が事由発生当事者の場合には、次条に定める金額を支払い、債務者となった者が相手方の場合には、解除日の3東京営業日後の日以降現実に支払いを行った日までについて、日本円の市中金利により算出される金額を支払います。</p>	<p>5 前項に定める支払の期日を、解除日とし、債務者となった者が、前条に規定する事由の発生当事者の場合には、当該支払債務につき、解除日以降現実に支払を行った日までについて、次条に定める利率による利息を支払い、債務者となった者が、前条に規定する事由の発生当事者ではない場合には、当該支払債務につき、解除日の3東京営業日後以降現実に支払いを行った日までについて、日本円の市中金利(1年を365日として日割り計算)による利息を支払います。</p>
<p>6 前各項の規定に関わらず、事由発生当事者は、解除された全ての個別取引に関し、前各項の規定に基づく計算において対象とならなかった損害(ヘッジ取引の解消に係る費用等を含みますがこれらに限りません。)が相手方に生じた場合には、当該損害を賠償しなければなりません。</p>	<p>6 前各項の規定に関わらず、前条に規定する事由の発生当事者は、解除されたすべての個別取引に関し、前各項の規定に基づく計算において対象とならなかった損害が相手方に生じた場合には、当該損害を賠償しなければなりません。</p>
<p>第7条(遅延損害金)</p> <p>お客様または当社は、本取引に基づく相手方に対する支払が、本約款および個別取引に基づく履行期日または双方が合意した日に行われなかった場合には、当該当事者はかかる日の翌日(当日を含みます。)から支払に至るまで(当日を含みます。)の間、かかる金額に</p>	<p>第7条(遅延損害金)</p> <p>お客様または当社は、本取引に基づく相手方に対する支払が、本約款および個別取引に基づく履行期日または双方が合意した日に行われなかった場合には、当該当事者はかかる日の翌日(当日を含む。)から支払に至るまで(当日を含む。)の間、かかる金額に</p>

<p>る金額に当該支払金額の通貨にかかる「市中金利 + 1 %」の割合による遅延損害金を加算した金額を支払わなければなりません。ただし、当該遅延が、決済機関等に起因する場合には、この限りではありません。</p>	<p>当該支払金額の通貨にかかる「市中金利 + 1 %」(1年を365日として日割り計算)の割合による遅延損害金を加算した金額を支払わなければなりません。ただし、当該遅延が、決済機関等に起因する場合には、この限りではありません。</p>
<p>第 8 条 (相殺)  おお客様または当社が、本取引に基づき他方に対し負担している債務を、その履行期日までに履行しなかった場合(以下、当該当事者を「債務不履行当事者」といいます。)には、<u>債務不履行当事者の相手方は、通知・催告を要せずして、当該債務不履行にかかる債務と、当該相手方が債務不履行当事者に対し負担する一切の債務(本取引に基づく債務であるか否かを問いません。)</u>とを、法定の順序、その期限のいかにかわらず、いつでも対当額につき相殺することができます。なお、本項に基づく相殺は、第 5 条第 2 項に基づくお客様と当社との間の<u>一部または全ての個別取引を解除する権利を消滅させるものではありません。</u>  2 前項の規定は、第 5 条の規定に基づきお客様と当社との間の<u>一部または全ての個別取引が解除された場合の、第 6 条の規定に基づき計算される債権債務につき準用します。</u></p>	<p>第 8 条 (相殺)  おお客様または当社が、本取引に基づき相手方に対し負担している債務を、その履行期日までに履行しなかった場合(以下、当該当事者を「債務不履行当事者」といいます。)には、<u>相手方は、通知・催告を要せずして、当該債務不履行にかかる債務と、相手方が債務不履行当事者に対し負担する一切の債務(本取引に基づく債務であるか否かを問わない。)</u>とを、法定の順序、その期限のいかにかわらず、いつでも対当額につき相殺することが出来ます。なお、本項に基づく相殺は、第 5 条第 2 項に基づくお客様と当社との間の<u>全ての個別取引を解除させる権利を消滅させるものではありません。</u>  2 前項の規定は、第 5 条の規定に基づきお客様と当社との間の<u>全ての個別取引が解除された場合の、第 6 条の規定に基づき計算される債権債務につき準用します。</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>特定口座約款</b>  <b>第 1 章 総則</b></p> <p>(約款の趣旨等)  第 1 条 この約款は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 および第 37 条の 11 の 6 の規定により、お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡または特定口座において処理した信用取引等による上場株式等の譲渡もしくは当該信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡に係る所得計算等の特例ならびに源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるために日興コーディアル証券株式会社(以下「当社」といいます。)に開設される特定口座に係る振替口座簿への上場株式等の記載もしくは記録または当該特定口座における上場株式等の保管の委託および信用取引等に係る上場株式等の譲渡について、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号および第 3 号に規定する要件、<u>当社に開設される特定口座(源泉徴収選択口座に限り)における上場株式配当等の受領について同法第 37 条の 11 の 6 第 4 項第 1 号に規定する要件ならびに当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</u>  当社は、この約款に従って上場株式等保管委託契約および上場株式等信用取引等契約(第 4 条に規定する特定信用取引等勘定の申込をしていないお客様については、前者の契約のみとし、同条ほか上場株式等の信用取引等に係る規定は適用されないものとします。)ならびに上場株式配当等受領委任契約(第 2 条第 3 項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出していないお客様については、<u>特定口座での上場株式等の配当等の受領に関する規定は適用されないものとします。</u>)をお客様と締結いたします。</p>	<p style="text-align: center;"><b>特定口座約款</b>  <b>(「章」新設)</b></p> <p>(約款の趣旨等)  第 1 条 この約款は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 の規定により、お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡または特定口座において処理した信用取引等による上場株式等の譲渡もしくは当該信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために日興コーディアル証券株式会社(以下「当社」といいます。)に開設される特定口座に係る振替口座簿への上場株式等の記載もしくは記録または当該特定口座における上場株式等の保管の委託および信用取引等に係る上場株式等の譲渡について、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号および第 3 号に規定する要件<u>および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</u>  当社は、この約款に従って上場株式等保管委託契約および上場株式等信用取引等契約(第 4 条に規定する特定信用取引等勘定の申込をしていないお客様については、前者の契約のみとし、同条ほか上場株式等の信用取引等に係る規定は適用されないものとします。)をお客様と締結いたします。</p>
<p>2 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。  ~ (現行どおり)  <u>源泉徴収選択口座</u> 租税特別措置法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に定める特定口座源泉徴収選択届出書が提出された特定口座をいいます。  <u>上場株式等の配当等</u> 租税特別措置法第 8 条の 4 第 1 項各号</p>	<p>2 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。  ~ (省略)  <u>(新設)</u></p>

<p>に掲げる上場株式等の配当等をいいます。</p> <p><u>源泉徴収選択口座内配当等 上場株式配当等受領委任契約に基づき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れられた上場株式等の配当等をいいます。</u></p> <p><u>上場株式配当等受領委任契約 租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 4 項第 1 号に定める上場株式配当等受領委任契約をいいます。</u></p> <p><u>特定上場株式配当等勘定 租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 4 項第 2 号に定める上場株式配当等受領委任契約に基づき源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等につき、当該上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。</u></p> <p><u>金融商品取引業者等 金融商品取引業者、金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関および投資信託委託会社をいいます。</u></p>	<p><u>金融商品取引業者等 金融商品取引業者、金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関および投資信託委託会社をいいます。</u></p>
<p>第 2 章 特定口座における譲渡等に係る所得計算および源泉徴収の特例</p> <p>(特定口座の申込方法)</p> <p>第 2 条</p> <p>4 お客様が当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 2 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、お客様は、当該年に源泉徴収を希望しない旨の申出を行うことはできません。</p>	<p>(「章」新設)</p> <p>(特定口座の申込方法)</p> <p>第 2 条</p> <p>(新設)</p>
<p>(特定口座を通じた取引)</p> <p>第 5 条</p> <p>2 (削除)</p>	<p>(特定口座を通じた取引)</p> <p>第 5 条</p> <p>2 特定口座内保管上場株式等が株式等証券投資信託の受益権である場合、当該受益権の換金が解約または償還によりなされるときであっても、特定口座を通じた譲渡としては処理されます。</p>
<p>(譲渡の方法)</p> <p>第 8 条</p> <p>~ (現行どおり)</p> <p><u>租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項または第 4 項の規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭等の交付が当社を経由して行われる方法</u></p> <p><u>前各号のほか租税特別措置法施行令に基づき定められる方法</u></p>	<p>(譲渡の方法)</p> <p>第 8 条</p> <p>~ (省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>前各号のほか租税特別措置法施行令に基づき定められる方法</u></p>
<p>第 3 章 源泉徴収選択口座内配当等の所得計算および源泉徴収等の特例</p> <p>(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)</p> <p>第 13 条の 2 当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等に該当するもの(当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限る。)のみを受入れます。</p> <p>一 租税特別措置法第 8 条の 3 第 2 項第 2 号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第 3 項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p>	<p>(「章」新設)</p> <p>(新設)</p>



<p>二 租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>三 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>2 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。</p>	
<p>(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)</p> <p>第13条の3 お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日以前の当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。</p> <p>2 お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日以前の当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項および同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。</p>	(新設)
<p>(特定上場株式配当等勘定における処理)</p> <p>第13条の4 源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において行います。</p>	(新設)
<p>(所得金額等の計算)</p> <p>第13条の5 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項及び関連政省令の規定に基づき行われます。</p>	(新設)
<p>第4章 雑則</p> <p>第14条～第20条 (現行どおり)</p>	<p>(「章」新設)</p> <p>第14条～第20条 (省略)</p>
<p>附則</p> <p>1 平成22年1月1日時点において当社に特定口座を開設されているお客様が第2条第3項の規定により源泉徴収選択届出書を提出されている場合(同項の規定により提出があったものとされる場合を含みます。)には、平成21年10月1日付けで改定されたこの約款(同日付けの新旧対照表を含みます。)の交付をもってお客様と当社の間で平成22年1月1日に上場株式配当等受領委任契約が締結されるものとして取り扱わせていただきます。</p> <p>2 前項に定めるお客様が平成22年1月1日以後に特定口座での上場株式等の配当等の受領をご希望されない場合には、平成22年1月1日前までに源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を当社にご提出いただきます。</p> <p>3 平成21年10月1日付けで改定された規定は、平成22年1月1日から適用されるものとします。</p>	(新設)
<p><b>特定管理口座約款</b> (特定管理口座における振替口座簿への記録等)</p>	<p><b>特定管理口座約款</b> (特定管理口座における保管の委託)</p>

<p>第3条 お客様が当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式が上場株式等に該当しないこととなった場合には、上場株式等に該当しなくなった当該内国法人の株式（以下「特定管理株式」といいます。）の特定管理口座に係る振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいいます。）への記載もしくは記録または当該特定管理口座への保管の委託は、とくにお申出がない限り、お客様の特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日後引き続きお客様の特定管理口座において行います。</p>	<p>第3条 お客様が当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式が上場株式等に該当しないこととなった場合には、上場株式等に該当しなくなった当該内国法人の株式（以下「特定管理株式」といいます。）の特定管理口座に係る振替口座簿（社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいいます。）への記載もしくは記録または当該特定管理口座への保管の委託は、とくにお申出がない限り、お客様の特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日後引き続きお客様の特定管理口座において行います。</p>
<p>（譲渡の方法） 第4条 お客様は、特定管理口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託がされている特定管理株式の譲渡については、当社への売委託による方法または当社に対して譲渡する方法により行います。</p>	<p>（譲渡の方法） 第4条 お客様は、特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡については、当社への売委託による方法または当社に対して譲渡する方法により行います。</p>

以 上